

十 二	十 一	十 九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件	成 十 五 年	省 令 第 三 十 号	国 債 の 発 行 等	財 務 省 告 示 第 三 百 十 四 号												
の 経 過 利 子 の 払 込 み	利 行 価 格	発 行 日	振 替 単 位	最 低 額 面 金	払 込 金 額	発 行 額	発 行 方 法	用 等 振 替 法 の 適	の 法 律 及 び そ の 適	発 行 の 根 拠	号 及 び 記 号	平 成 十 五 年 五 月 九 日	財 務 大 臣 塩 川 正 十 郎	に 関 す る 省 令 （ 昭 和 五 十 七 年 大 蔵 省 令 第 三 十 号 ） 第 七 条 第 三 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 十 五 年 四 月 二 十 一 日 に 発 行 し た 利 付 国 債 の 発 行 等	に 関 す る 省 令 （ 昭 和 五 十 七 年 大 蔵 省 令 第 三 十 号 ） 第 七 条 第 三 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 十 五 年 四 月 二 十 一 日 に 発 行 し た 利 付 国 債 の 発 行 等												
に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し	日 本 郵 政 公 社 総 裁 は 、 払 込 金 額	年 〇 ・ 一 パ ー セ ン ト	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	す る 。〇	平 成 十 五 年 四 月 二 十 一 日	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	三 千 三 百 九 十 九 億 七 千 百 七 十 六	額 に よ る 引 受 け	金 第 四 号 に 規 定 す る 郵 便 貯 金 資	項 第 九 十 七 号 ） 第 二 十 四 条 第 三	律 第 九 十 七 号 ） 第 二 十 四 条 第 三	日 本 郵 政 公 社 法 （ 平 成 十 四 年 法	機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。	用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替	「 振 替 法 」 と い う 。〇 の 規 定 の 適	成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 。〇 以 下	社 債 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平	条 第 一 項	二 十 六 年 法 律 第 百 一 号 ） 第 十 一	財 政 融 資 資 金 特 別 会 計 法 （ 昭 和	回 ）	利 付 国 庫 債 券 （ 二 年 ） （ 第 二 百 七	財 務 大 臣 塩 川 正 十 郎	に 関 す る 省 令 （ 昭 和 五 十 七 年 大 蔵 省 令 第 三 十 号 ） 第 七 条 第 三 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 十 五 年 四 月 二 十 一 日 に 発 行 し た 利 付 国 債 の 発 行 等	に 関 す る 省 令 （ 昭 和 五 十 七 年 大 蔵 省 令 第 三 十 号 ） 第 七 条 第 三 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平 成 十 五 年 四 月 二 十 一 日 に 発 行 し た 利 付 国 債 の 発 行 等

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{365}$$

十三 初期利子
 平成十五年十月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子
 毎年の四月二十日及び十月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成十七年四月二十日額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十五年四月二十一日
 払込期日
 払場所
 元利金支
 償還金額
 償還期限
 十 七 六 五
 十 八